

条例の点検・見直しシート

		作 成 年 月 日	平成24年6月22日	
条例の題名	昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行に伴う関係条例の特例を定める条例	公 布 日	平成元年2月21日	
条 例 番 号	平成元年三重県条例第1号	直 近 改 正 日	改正なし	
所管部局課	総務部総務課、人事課	電 話 番 号	059-224-2236	
条例の概要	昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律の施行により、昭和天皇の大喪の礼の行われる日は、休日とされることとなったことに伴い、同法の制定趣旨及び国家公務員に対する措置状況等にかんがみ、関係条例の特例を定める。	条例の 類型	法執行型	
視点	項 目	回 答	検 討 内 容	
必要性	条例の目的は、制定後の時間の経過にかかわらず現在でも妥当性を有している。	いいえ	目的を達成した。	
	条例の対象に対して、今後も公的な関与を行っていく必要が認められる。	いいえ	目的を達成した。	
	条例に基づく事務・事業で、現在行われていないものはない。	いいえ		
	規制型の場合、現在の社会情勢の下で過度な規制となっていない。	該当なし		
	条例以外の手段で目的を達成する方法はない（規則、要綱等で規定する余地はない。）。	はい		
適法性	根拠法令がある場合、その法令に抵触していない。	はい	昭和天皇の大喪の礼の行われる日を休日とする法律	
	憲法、その他の法令等に抵触しているとの評価を受けるおそれはない（近年の判例動向に適合している。）。	はい		
	条例に規定する事務手続と実務上の事務手続との間に食い違いはない。	はい		
有効性	条例の目的と条例に規定する手段との整合が図られている。	はい		
	条例の目的は、県民力ビジョン等と整合している。	該当なし	目的を達成した。	
	条例の規定の一部であっても、効果を疑問視する評価を受けたことはない。	該当なし		
	条例の規定の一部であっても、廃止した場合に明らかな支障が認められる。	いいえ		
効率性	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は必要であって、廃止すべき規定はない。	いいえ	目的を達成した。	
	条例の目的の実現のために、条例が定める手段は十分であって、追加すべき規定はない。	はい	目的を達成した。	
	関係する法令・条例との間において、条例に規定している手段との重複はない。	はい		
公平性	条例の執行に当たって、その効果及びコストの配分は適正である。	該当なし		
	条例の執行による効果が一部の県民に限られていない。	該当なし		
	条例の執行に伴うコストの負担が一部の県民に限られていない。	該当なし		
その他	条例の内容において、県民（団体）、NPO等県以外の主体との連携に配慮している。	該当なし		
	市町等から条文の改正を求める意見を受けていない。	はい		
点検・見直し結果	理 由	特 記 事 項		見直しに関する規定の有無
	廃止を検討する。 条例制定時の目的を達成したため。	当該条例を廃止する場合、条例の規定により休日等と見なされた日については、条例廃止後も条例の規定が、その効力を有する旨を廃止条例に規定しておく必要があると考える。		無
				有効期限に関する規定の有無 無